

令和6年「清瀬市まちづくり基本条例に関する提案」に係る報告書

令和7年2月18日

清瀬市まちづくり委員会

清瀬市まちづくり基本条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、「清瀬市まちづくり基本条例に関する提案」に係る審議について報告いたします。

提 案 件 数	3 件
---------	-----

審 議 結 果	
---------	--

提言として採用	0 件
---------	-----

担 当 部 署 案 件	0 件
-------------	-----

継 続 審 議	3 件
---------	-----

取 り 下 げ	0 件
---------	-----

提案の概要については提案一覧をご参照ください。

清瀬市まちづくり委員会 提案一覧

用語の定義

用語	定義
市民提案	清瀬市在住、在勤の方の清瀬市に対する思いからのご意見とご提案
継続審議	提案内容に関し、事柄の確認、行政の事業内容の精査、それに基づく委員会での検討を深化させるため、審議を継続する必要があると決定した提案
担当部署案件	提案内容を審議する上で、行政の事業実施等の現状に鑑み、まちづくり委員会による継続審議ではなく、提案内容を精査し、まとめた上で担当部署に委ねることが提案内容に即すると委員会内で決定した案件

提案一覧

区分	番号	題名	提案の概要	審議内容	結果	備考
市民提案	1	散歩しやすい街作りを	立派なイスでなくても使い古しのイスでも良いので	まちづくり委員会で出た意見を提案者へ報告し、提案の「イスの設置」については、「まちづくり」という観点から、今後、同様の提案をいただく可能性が高いため、継続して検討すると報告した。	継続審議	
市民提案	2	弓道場を作って欲しい	多摩地区は南多摩地区と北多摩地区があり、南多摩地区は比較的スポーツ関係の施設等は充実していますが、北多摩地区はかなり遅れているような感じがします。その中でも清瀬市は取り残されている感じがします。清瀬市が農業だけでは無く、北多摩地区を代表して活動が出来るような武道場があっても良いのではなかと強く思います。	委員会における審議を深化させるため審議を継続する。	継続審議	
市民提案	3	清瀬市内の子供たち（中学生）からの声を市長に直接届けられる仕組み作り	市内中学生の代表による、自分たちが抱える問題点や解決案、アイデアなどを話し合う場を作り、それらの声を市長や市に直接届けられる仕組みを作る。大人は仕組み作りとサポートを行い、運営の主体は中学生だけで行えればよいと思います。	委員会における審議を深化させるため審議を継続する。	継続審議	